独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社estie	コード	658A
提出日	2026/11/6	異動（予定）日	2026/11/6
独立役員届出書の提出理由	新規上場に伴う届け出のため		
独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	松島 陽介	社外取締役	○													○	指定	有
2	藤井良太郎	社外取締役	○													○	指定	有
3	服部 景子	社外監査役	○													○	指定	有
4	堂田 丈明	社外監査役	○													○	指定	有
5	永井　亮	社外監査役	○													○	指定	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	該当ございません	医療・ヘルスケアという巨大産業においてデータプラットフォームを構築し、企業買収等による非連続的な成長を遂げた株式会社JMDCにおいて、トップマネジメントとして長年にわたり経営を牽引してこられました。また、これまで数多くの企業経営に携わり、豊富な知識と経験を有しておられることから、当社の社外取締役として、客観的かつ独立した立場から経営全般に対し適切な監督・助言を行っていただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として適格であると判断しております。
2	該当ございません	資本市場及びプライベートエクイティファンドにおける長年の実績や、複数の企業における社外取締役としての豊富な経験を有し、企業の成長戦略やM&Aにおける投資規律及びコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有しております。当社の社外取締役として、客観的かつ独立した立場から経営全般に対し適切な監督・助言を行っていただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と 利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として適格であると判断しております。
3	該当ございません	公認会計士の資格を有し、経営、会計に関して相当程度の知見を有しております。また、不動産仲介業を営むスタートアップ企業において常勤監査役を務めたほか、複数の上場企業の社外監査役としての経験を有しており、企業の成長段階や規模に応じた内部統制およびガバナンス体制の評価に精通しております。これらの経験と知見を活かし、当社の社外監査役として、独立した立場から経営および業務執行の監査を通じて、実効性の高い監査機能を発揮し得るものと判断し、選任しております。 なお、同氏は、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と 利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として適格であると判断しております。
4	該当ございません	事業会社における最高知財責任者の経験を有し、数多くの企業の技術顧問や知財戦略に携わっており、知財に関し相当程度の知見を有しております。また、AI・データ・クラウド分野における技術系事業開発及びデジタル戦略の実務経験を有するほか、他社における社外監査役としての経験を通じて、テクノロジー企業に特有のガバナンス及び内部統制上の論点にも精通しております。不動産情報プラットフォームの開発・提供を通じてデータとテクノロジーを事業の核とする当社において、同氏のこれらの知見は、当社の技術戦略、知的財産戦略及びデータガバナンスに関するリスク管理の実効性向上に資するものと期待され、独立した立場から実効性の高い監査機能を果たすことが期待できるものと判断し、社外監査役に選任しております。 なお、同氏は、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と 利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として適格であると判断しております。
5	該当ございません	弁護士の資格を有し、法務に関し相当程度の知見を有しております。また、複数の社外監査役としての経験を有しており、企業の成長段階や規模に応じたコンプライアンスおよびガバナンス体制の評価に精通しております。これらの経験と知見を活かし、独立した立場から実効性の高い監査機能を発揮し得るものと判断し、選任しております。 同氏は、2019年1月よりアンダーソン・毛利・友常法律事務所のスペシャル・カウンセルを務めており、同事務所において業務執行権限を有する立場（パートナー等）に就任したことはありません。当社と同事務所との間には、直近事業年度開始日から現在までの間において取引関係はありません。また、当社と同事務所との間には顧問契約その他の取引関係はなく、同氏が当社の社外監査役としての報酬以外に、当社から多額の金銭その他の財産を得ている事実もありません。 以上の事実関係を踏まえ、当社は、同氏について取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として適格であると判断しております。

４．補足説明

該当ございません

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。